

調乳業務及び哺乳瓶等の洗浄、消毒業務仕様書

(総則)

- 1 受注者は、契約書に定める調乳室及び洗瓶室における下記の業務の履行にあたっては、関係法令を遵守し、衛生面には特に留意しなければならない。
 - (1) 新生児用ミルク、未熟児用ミルク調乳業務
 - (2) 哺乳瓶等の洗浄、消毒業務
 - (3) 病棟・外来と調乳室・洗瓶室間のミルク、哺乳瓶等の運搬
 - (4) その他発注者と受注者で協議のうえ決定した事項

(業務の履行)

- 2 履行場所
北九州市立医療センター（北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号）
- 3 履行期間
令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

(実施要領)

- 4 受注者は、調乳業務に従事する職員は栄養士としなければならない。ただし哺乳瓶等の洗浄、消毒業務についてはその限りではない。
- 5 受注者は従事者の健康管理について絶えず注意を払うとともに法令に基づく健康診断を実施し、その結果を発注者に報告するものとする。
- 6 受注者は従事者の検便について、サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌（O157・O26・O111を含む）・赤痢菌の検査を採用時及び毎月1回以上実施する。また必要に応じてノロウイルスの検査を実施するものとする。その結果は発注者に報告しなくてはならない。
- 7 受注者は従事者に嘔吐、下痢、発熱等の症状があるとき、または、手指等に化膿創があるときは当該従事者を調理作業の業務に従事させてはならない。この場合、発注者に速やかに報告するとともに、嘔吐、下痢の症状がある場合には直ちに医療機関を受診させ、感染性疾患の有無を確認するものとする。受診後陽性時の対応は別紙8のとおりとする。
- 8 インフルエンザ等の感染症について、発注者から予防接種等の要請があったときは、集団予防の見地から適切に対応するものとする。
- 9 院内感染予防の見地から、受注者は、従事者が海外渡航する際は報告を受け、発注者に報告する。また、帰国後の健康管理についても適切に対応するものとする。
- 10 受注者は、従事者に対して、業務開始前までに「麻疹」「風疹」の抗体検査を実施し、甲に検査結果を提出すること。
また、抗体価が基準値未満のものに対して、上記に係るワクチンの接種を行い、甲に接種状況の報告を行うこと。

また、「水痘」「流行性耳下腺炎」「B型肝炎」「インフルエンザ」や「新型コロナウイルス

ス感染症」等の感染症についても対策に留意すること。

なお、感染症発症の疑いのある従事者がいる場合は、栄養管理課担当者及び感染管理者に速やかに報告し、配置換え等必要な措置をとること。

- 11 発注者は、調乳数について、当日の8時まで受注者に通知しなければならない。その後調乳数に変更があった時は、発注者はその都度すみやかに受注者に通知するものとする。受注者はこれにより作業日程を定め、従業員の勤務態勢を確立しなければならない。
- 12 受注者は、消毒済みの哺乳瓶の取扱いについては衛生上特に注意し、これに調乳したミルクを充填し、10時まで病棟所定冷蔵庫に納入しなければならない。
- 13 受注者は、調整したミルクを各々50cc2週間冷凍保存しなければならない。又、月1回検査科に於いて定期検査のため、試料として提供しなければならない。
- 14 受注者は、哺乳瓶等を洗浄、消毒し病棟所定地まで運搬しなければならない。
- 15 受注者は、調乳室及び洗瓶室に入室する際は衣服、帽子、マスク、履物は専用のものを使用し、従事者以外は入室しないようにしなければならない。また、洗浄作業時及び運搬作業時には必要に応じてアイガードを着用するものとする。
- 16 受注者は、洗瓶業務についての作業結果を毎日記録・集計し、月1回発注者に報告すること。
- 17 受注者は、業務を行うにあたり、使用する発注者の施設、設備については、発注者の指示によるものとしなければならない。
- 18 受注者は、調乳室及び洗瓶室の清掃、衛生保持について責任を持ち、不潔にならないよう注意しなければならない。特に天井まわりの清掃については年2回以上行うこと。
- 19 受注者は業務開始前後に、発注者の施設、器具及び備品等について点検し、使用にあたっては細心の注意を払わなければならない。
また、それらについては適切に維持管理し、破損や故障等が発生した場合には、速やかに発注者に報告の上、協議し、患者への影響が最小限となるように努めなければならない。
- 20 受注者は、調乳器具について常に洗浄、消毒を行い、所定の場所に整理整頓しなければならない。
- 21 作業中には厨房内に関係者以外の者を入れないとともに、作業に不要なものは厨房内に持ち込んで서는ならない。また、発注者の許可なく備品類を持ち出してはならない。
- 22 相互に協和し、協調の維持に努めなければならない。
- 23 衛生管理上、給食施設および業務に必要な場所以外には立ち入ってはならない。ただし、発注者が許可した場合や非常時においてはこの限りではない。
- 24 病院施設内での飲食は、発注者が指示した場所で行うこと。
- 25 調理施設内での雑談は慎むこと。
- 26 病院敷地内は禁煙とする。
- 27 火災予防、労務災害防止等の安全管理に努めなければならない。
- 28 発注者の業務遂行に支障をきたすような行為及び不利益を被るような行為をしてはならない。なお、その行為があった場合には発注者は受注者に対し、業務従事者の交代を求めることができるものとする。

- 29 受注者によるインシデントが発生した場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、患者に不利益を与えた場合には、発注者とともに「説明」「謝罪」を行い、インシデントレポートを発注者に提出すること。また、発生に至るまでの事象を検証し、その改善に努めなければならない。
- 30 食中毒が発生した場合は速やかに発注者の指示に従い対応すること。
- 31 災害が発生した場合は発注者の指示に従い対応すること。
- 32 災害時には患者に対する非常用ミルクの提供（運搬、配膳）等に協力すること。